

京都市告示第 98 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月12日

京都市長 梶本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大塚経26 号線	山科区大塚北溝町56番地の8地先から	旧	メートル 12.70	メートル 1.05
	同町53番地の1地先まで	新	12.70	1.41 ~ 2.25

(建設局土木管理部道路明示課)